

## 和歌山県教育委員会定例会会議録

- 日 時 令和7年8月28日（木）13：30～
  - 場 所 教育委員会会議室
  - 出席者
- |     |     |     |              |
|-----|-----|-----|--------------|
| 今 西 | 教育長 | 山 本 | 教育総務局長       |
| 原 田 | 委 員 | 藤 田 | 学校教育局長       |
| 柳 川 | 委 員 | 岡 本 | 総務課長         |
| 山 中 | 委 員 | 坂 口 | 福利厚生室長       |
| 上 田 | 委 員 | 三 木 | 教育政策課長       |
| 多 田 | 委 員 | 井 上 | 教職員課長        |
|     |     | 岩 井 | 人権教育推進課長     |
|     |     | 西 川 | 生涯学習課長       |
|     |     | 関 本 | 文化遺産課長       |
|     |     | 村 田 | 県立学校教育課長     |
|     |     | 津 村 | 特別支援教育課長     |
|     |     | 中 井 | 義務教育課長       |
|     |     | 金 澤 | 夜間中学設置準備室長   |
|     |     | 中 谷 | 健康体育課長       |
|     |     | 武 田 | 高校総体推進室長     |
|     |     | 窪 田 | 教育支援課長       |
|     |     | 福 田 | 教育センター学びの丘所長 |
|     |     | 宮 井 | 紀北教育事務所副所長   |
|     |     | 平 林 | 紀南教育事務所副所長   |
|     |     | 平   | 総務課主幹        |
|     |     | 山 本 | 総務課主事        |

## 1 開 会

○教育長 ただ今から、教育委員会8月定例会を開会する。

○教育長 本日の議題である議案第13号は和歌山県議会上程前の案件のため、議案第14号については公開することによって、教育行政の公正、又は円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがあるため、議案第15号から第17号については任免、賞罰等職員の身分取扱いその他の人事に関するこのため、これらを非公開としたいが、よろしいか。

(異議なしの声)

○教育長 それでは、議案第13号から議案第17号については、非公開とする。については、議事進行上、非公開案件の審議を「諸報」終了後とする。

## 2 前回会議録の承認

令和7年7月25日(金)の定例会会議録について、承認した。

## 3 付議事項

**議案第9号** 令和8年度県立中学校教科用図書の採択について

○教育長 本議案については、7月25日に開催した委員協議会において、教育委員の皆さんで協議をして作成したものである。事務局からこれまでの経緯等を説明願う。

○義務教育課長 併設型中学校の教科用図書については、昨年度採択替えを行ったところである。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及びその施行令に基づき、令和7年度から令和10年度まで、同一の教科用図書を採択することになっているため、採択案では、令和7年度使用教科用図書と同一の教科用図書となっている。また令和8年4月開校予定の県立夜間中学については、今回が初めての教科用図書採択であり、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第2項に基づき、種目ごとに一種の教科用図書を採択することとなっている。そこで、本年4月21日に県立夜間中学の教科用図書採択について、学校関係者、保護者代表、有識者等からなる和歌山県教科用図書選定審議会に諮問を行った。6月2日に同審議会から、採択基準及び選定資料の答申を受けた。新翔くろしお中学校は開校前であることから、県教育委員会夜間中学設置準備室において答申された採択基準及び選定資料を活用し、調査研究を行った。7月3日及び10日には、学校関係者、有識者等で構成される和歌山県立中学校教科用図書選定委員会を開催し、専門的知識及び広い視野から審議が行われ、各種目の2候補を県教育委員会に対して意見具申された。7月25日の委員協議会では、同選定委員会からの意見具申を確認するとともに、改めて全ての教科用図書を対象に、中学校学習指導要領の趣旨や各教科の目標、内容等を十分に踏まえ、選定資料も活用し協議いただいた。審議をお願いしたい。

○**教育長** 本日は教育委員会として、県立中学校の令和 8 年度使用教科用図書を選択する。県立夜間中学の教科用図書の採択については、今回が初めての採択となる。新翔くろしお中学校についてご意見等があれば、発言をお願いします。

○**山中委員** 国語の教科書について、夜間中学の対象生徒としては幅広い年齢層が想定される。また外国籍、日本語の指導も必要な生徒も入学すると考えられる。国語は、日本語で正確に理解し、適切に表現する能力を養う教科でもあるし、授業数も多い。他の教科の学習に当たっての基礎となる教科といえる。そこで、国語の教科書は光村を案とした。理由は、学びのカギで学習のポイントを示し、振り返るという項目で学んだことを自分の言葉でまとめさせるところが、学習内容の定着には効果的であると考えたからである。

○**多田委員** 社会の公民的分野について、日本文教出版は日本社会の基盤となる仕組みがわかりやすいイラストや身近に感じられる写真で学習できるように工夫されている。また、国内だけでなく、多様な価値観の人々が暮らす国際社会においてどう生きるかを考える内容となっている。チャレンジ公民では、既習の学習内容から、課題を可視化し、最適解を見出すプロセスを学ぶことができる。例えば 85 ページの決め方について考えようとか、92 ページの新聞の読み方と伝え方を学ぼう、あるいは、188 ページのチョコレート王国など。全体的な印象として、多面的に物事を考える力を養うように補足していると判断した。外国籍が多い夜間中学の学びとしては最適な教科書ではないかと感じた。

○**上田委員** 夜間中学で学ぶ生徒は、国籍そして年代、また身に付いている学力の違いなど様々な方々がいると思われ、その上で小学校の学び直しや生きる力を身に付けるといった基本的な学習が必要になってくるのではないかとと思われる。社会科の歴史的分野について、帝国ではタイムトラベルという項目を置き、その時代時代の歴史や暮らしを丁寧に振り返ることによって、興味や関心がより高まる工夫がされているのではないかと考えた。開隆堂の技術家庭、家庭分野では学習の目標やまとめ、小学校での学びなどが箇条書きに示されていて、より日常生活に密着した学習内容になっていたように思われる。

○**柳川委員** 理科と数学は啓林館を案とした。今回の状況においては 1 人 1 人の学習意欲をいかに引き出していくかということが非常に大事だと考えた。特に数学においてはどうしても机の上での学習にこだわりがちになるが、今回は日常生活に焦点を置いて、身の回りのことに関係することをいかに取り上げていくかというところが、この数学の啓林館の教科書ではしっかりと取り入れられていた。数学の日常的な話題の中から有用性がわかる。理科について啓林館の教科書では、キーワードとして探究という言葉が非常にたくさん出ている。探究というのは深く考えて物事を明らかにしていくという意味であるが、この教科書では、手順がしっかりと書かれている。目的、あるいは方法そして結果という流れで、順序よく記載されていて最後にどういうふうに考察したらいいのかを示す形である。探究という概念だけではなく、具体的なその手順が記載されている。

○**原田委員** 英語は東京書籍が一番好ましいと思う。新翔くろしお中学校には、非

常に幅広い生徒が入れるということで、文法も大事であるが、実生活を基に勉強していけるような仕組みに見え、ビジュアルも非常にわかりやすい。

○**教育長** 各委員から教科について意見を伺ったが、全体を通してご意見、ご質問等はないか。

○**柳川委員** 委員の方々からのご意見をまとめると、1 点目はかなり幅広い年齢層でいろんな方々が入ってこられるということを想定して選ばせていただいた。特に幅広さでいうと修学にも差があるということ。いわゆる基礎基本の定着の工夫がうまくなされているかどうか。2 点目は主体的に学ぶということで、1 人 1 人の意欲を高める工夫がなされているかどうか。最後の 3 点目は、日本語の指導が必要な生徒もおそらくでてくるだろうということで聴覚的な内容だけではなくて視覚的に訴えられる、写真やイラストが豊富に紹介されている教科書が、結果として選ばれたと考える。

○**教育長** 今回は夜間中学の教科用図書、年齢の幅も国籍も様々ということで、この案を各委員の皆様には大変ご苦勞いただいた。今のご意見を踏まえ、改めて今回の原案の通り採択することとしてよろしいか。

(異議なしの声)

#### 議案第 10 号 令和 8 年度県立高等学校使用教科用図書採択について

○**教育長** 「令和 8 年度県立高等学校使用教科用図書採択」について、説明願いたい。

○**県立学校教育課長** まず令和 8 年度県立高等学校使用教科用図書の採択に係る流れについて説明する。各高等学校において文部科学省検定済みの教科用図書について、各教科の教員を中心に学校長とともに調査を行った後、各学校において教科書選定委員会を開催し、各教科の推薦順位 1 位から 3 位までが県教育委員会県立学校教育課へ申請される。申請された教科用図書については、県立学校教育課の指導主事を中心にそれぞれの学校の教育課程に沿ったものかどうか、また、内容の難易度、配列、分量等が各学校の実情に合致しているか確認した。それをもとに、県立学校教育課にて 8 月 8 日に教科書選定審査会を開催し、各学校から申請された 1 位の教科用図書について、各指導主事から問題なしと報告を受け審査し、採択案とした。令和 8 年度教科用図書として、各学校の申請順位 1 位の教科用図書を採択したいと考えている。ご審議をお願いしたい。

○**教育長** 各学校から申請があった 1 位を採択案としたということでよいか。

○**県立学校教育課長** はい。補足であるが新宮高校、新翔高校の再編整備で、令和 8 年度から新たな新宮学校となる。そのため新翔高校 1 年生の教科用図書は来年度ないということ、新宮高校の全日制課程に今の新翔高校にある総合学科が設置されるため、新宮高校全日制総合学科 1 年生の教科用図書を選んでいる。また新宮高校では定時制課程の普通科昼間部と通信制課程が新たに設置されるため、そ

これらの教科用図書採択もしっかり審査した。

○教育長 今回の説明も含めてご意見ご質問等ないか。

(異議なしの声)

○教育長 それでは、議案第10号について原案のとおり決定する。

議案第11号 令和8年度県立特別支援学校使用教科用図書の採択について

議案第12号 令和7年度県立紀北支援学校使用教科用図書の追加採択について

○教育長 「令和8年度県立特別支援学校使用教科用図書の採択」について、「令和7年度県立紀北支援学校使用教科用図書の追加採択」について併せて説明願いたい。

○特別支援教育課長 議案第10号で県立学校教育課長から報告があったように、特別支援学校についても各学校において調査研究が行われ、特別支援教育課へ報告を受ける流れとなっている。本日の提案は、内容は大きく分けて3点ある。1点目は、特別支援学校小学部、中学部の義務教育段階で使用する小学校用、中学校用教科用図書目録掲載図書と特別支援学校用の教科用図書目録掲載図書の採択である。小学校、中学校で使用する文部科学省検定済み教科用図書は、法で4年ごとに採択することが定められている。県内では8つの採択地区において、小学校用は令和5年度、中学校用は昨年度に採択替えが行われており、本年は採択替えを行う年度には当たっていない。現在、県立特別支援学校の小、中学部で使用する検定済み教科用図書は、地域の小、中学校との交流および共同学習の推進の観点や、転入学時の学びの連続性を確保する観点から、特別支援学校が所在する各地域において採択された教科用図書と同一の教科用図書を使用している。なお、和歌山盲学校は、点字教科書の出版状況に応じた教科用図書を採択案としている。また、今回追加した事項として、県立紀北支援学校愛徳分教室における検定済み教科用図書の取り扱いがある。この追加事項は、愛徳分教室に短期間の入院のため転入し、退院後は原籍校に復学する児童生徒のうち、採択している教科用図書が原籍校と紀北支援学校で異なる場合でも、原籍校と同じ教科用図書を使用して学ぶことで、復学後の学習が円滑に行える教育的配慮を可能にするためのものである。これについては議案第12号において改めて説明する。特別支援学校用教科用図書目録掲載図書は、全点、文部科学省著作本である。全種目1点の出版のため全てを採択案とする。なお、検定本の点字教科書は、どの出版社の検定教科用図書を点字教科書の原典とするか、文部科学省で原典教科書の選考が行われ、小学部用は国・社・算・理・外国語・道徳が、中学部用は、国・社・数・理・外国語・道徳がそれぞれ点字教科書として作成されている。特別支援学校小、中学部知的障害者用の著作教科用図書については、小学部で国、算、生活、音楽が、中学部で国、社、数、理、音、職業・家庭が作成されており一括して採択案とする。続いて2点目は、特別支援学校の高等部で使用する高等学校用の文部科学省検定済み教科用図書の採択についてである。本件は、議案第10号により、県立学校教育課長から説明があった検定済み教科用図書と同様に、各学校長から選考結果の報告があった教科用図書について、各学校の教育課程との整合性を踏まえ、審査

を行った。選考結果の内容を確認し、適切であると考え採択案として提案する。3点目は特別支援学校小、中、高等部で使用する学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書、いわゆる一般図書と呼ばれる絵本等の図書についてである。本年度は、701種、延べ数で約1200点の申請があった。教科用図書選定審査会では、これまでに県教育委員会が作成してきた教科用図書選定資料に掲載されていない図書、過去の審査会や定例教育委員会において審査していない図書、また、特別支援学校高等部で比較的多く使用されている図書等を中心に審査を行った。審査の結果いずれも児童生徒の発達段階に応じたものであり、表現内容等についても特別支援学校学習指導要領に示された内容を鑑み、適切であった。これらを受け、資料にある一般図書を採択案として提案する。続いて、議案第12号について説明する。議案第12号は、令和7年度県立紀北支援学校使用教科用図書の追加採択についてである。これは昨年度の8月定例教育委員会において採択いただいた、県立紀北支援学校が本年度に使用する検定済み教科用図書について、新たに西牟婁地区の検定済み教科用図書を使用できるように採択をお願いするものである。紀北支援学校愛徳分教室は和歌山市今福に所在する愛徳医療福祉センター内に設置している小、中学部の分教室である。7月末現在、小学部に3名在籍している。主に愛徳整肢園への入所児童や愛徳医療福祉センターでの入院治療を受ける児童を対象とする教室である。現在、西牟婁地域で学ぶ児童が、手術およびリハビリのため入院治療を行うこととなっており、既に転入している。県立特別支援学校の義務教育段階における検定済み教科用図書の採択は、当該学校が所在する採択地区に準ずることとしており、紀北支援学校では、和歌山市地区に準じた教科用図書を採択している。この度、紀北支援学校長から退院後を想定した学習の連続性、継続性確保に向けた教育的配慮の観点から原籍校が所在する地域で採択されている教科用図書で、学習させたい旨の副申があった。このため、資料記載の教科用図書について、追加採択をお願いしたい。なお、文部科学省教科書課に手続きの確認をしたところ、学校教育法附則第9条第1項の規定による図書の扱いとして採択することができる旨助言を得ている。以上を議案第11号、第12号として、ご審議をお願いしたい。

○教育長 ご意見ご質問等ないか。

(異議なしの声)

○教育長 それでは、議案第11号、第12号について原案のとおり決定する。

#### 4 諸 報

「行事予定」について、事務局より説明。

##### <主な日程>

9月 9日(火) 9月議会開会

9月16日(火)～19日(金) 本会議

9月22日(月) 文教委員会 予備日24日(水)

|           |             |
|-----------|-------------|
| 9月25日（木）  | 本会議         |
| 9月26日（金）  | 閉会          |
| 9月30日（火）  | 教育委員会9月定例会  |
| 10月30日（木） | 教育委員会10月定例会 |

## ＜非公開議案＞

### 5 付議事項

#### 議案第13号

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

教職員課長から「教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

#### 議案第14号

令和8年度和歌山県立高等学校入学者選抜実施要項について

県立学校教育課長から「令和8年度和歌山県立高等学校入学者選抜実施要項」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

#### 議案第15号

教職員の処分について

教職員課長から「教職員の処分」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

#### 議案第16号

教職員の処分について

教職員課長から「教職員の処分」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

#### 議案第17号

退職手当支給制限処分について

教職員課長から「退職手当支給制限処分」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

### 6 閉 会

○教育長 これで、予定されていた議事が全て終了したので8月定例会を閉会する。  
(14:23閉会)